

きらら広場再整備設計業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

きらら広場再整備設計業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

阪神電気鉄道神戸高速線「西元町駅」西口の南にある「きらら広場」は、1993年（平成5年）4月に完成し、その後、人が集い・活用できる広場として、2004年（平成16年）に再整備し、西元町の顔として市民に親しまれてきた。

現在、神戸駅では、駅前広場のバスロータリーやタクシーロータリーの再編及び地下駐輪場の整備により創出された空間を人のための広場として再整備する取り組みを進めており、併せて神戸駅から元町地区に至る動線上に位置するきらら広場を元町地区側の玄関口として、回遊性の向上を目指して、憩い・くつろげる機能や利活用機能など多様な機能が共存する魅力的な空間となるよう、再整備を実施する。

近年の夏は「これまで経験したことのないような」異常高温が発生し続けていることから、安心して快適に広場を利用いただけるよう、効果的な異常高温対策の機能を取り入れた先進的なクールスポットとして整備を実施する。

本業務を行うにあたっては、公募型プロポーザル方式により、企画提案の内容に加えて、実施体制や実施方針等を評価し、最も適した委託候補者を選定することとし、本要領は事業者選定の実施手順や提案の提出方法、選定基準等を定めるものである。

(2) 業務内容

「きらら広場再整備設計業務」特記仕様書による

(3) 事業規模（契約上限額）

金 20,000 千円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日の翌日～2024年（令和6年）12月27日

(5) 履行場所

きらら広場

神戸市中央区相生町1丁目1-16

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

広場周辺の測量結果の報告書等を提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定

により契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

(1) 参加資格要件

次に掲げる条件のすべてに該当すること。複数の事業者（個人を含む）でグループを構成して応募する場合は、代表事業者を選定の上、次のアからイまでの条件を満たすこととする。なお、本プロポーザルを経て本業務の受注者として選定され、業務委託契約を締結した後は、委託契約約款に基づくこととする。

ア 代表事業者は、次の①から⑦までの条件を満たすこと。

イ 代表事業者以外の事業者は、次の②から⑦までの条件を満たすこと。

①令和4・5年度神戸市競争入札参加資格を有する者、又は令和6・7年度神戸市競争入札参加資格に申請している者とする。令和6・7年度神戸市競争入札参加資格に申請している場合、申請した内容の控えを示すこと。

②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

③経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

④企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

⑥国税及び地方税を滞納していない者であること

⑦委託候補者として選定された場合、委託期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書に記載した管理技術者その他の技術者を確実に配置できること。ただし、技術者は「(2) 技術者要件」に掲げる要件を満たす者であること。

(2) 技術者要件

①管理技術者

業務の管理及び統括等を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画 又は、道路）
- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画 又は、道路）

②照査技術者

成果物の内容について技術上の照査を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画 又は、道路）
- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画 又は、道路）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門 又は、道路）

③土木設計技術者

広場全体の土木構造物設計に係る業務を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：道路）
- ・技術士（建設部門 選択科目：道路）
- ・RCCM（道路）

④ランドスケープデザイン技術者

広場、街路、夜間景観など屋外空間のデザインに係る業務を行う者とし、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）、
- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画部門）
- ・登録ランドスケープアーキテクト

⑤その他

- ・管理技術者は、土木設計技術者又はランドスケープデザイン技術者のいずれかを兼ねることができるものとする。
- ・管理技術者と照査技術者は兼ねることはできないものとする。

5 スケジュール

(1) 公募開始	2024年1月22日（月）
(2) 質問受付締切	2024年1月30日（火）17時必着
(3) 質問に対する回答	2024年2月2日（金）予定
(4) 参加申請関係書類の提出期限	2024年2月9日（金）17時必着
(5) 企画提案書の提出期限	2024年3月8日（金）17時必着
(6) プレゼンテーションの実施	2024年3月中旬（予定）
(7) 選定結果通知	2024年3月下旬（予定）
(8) 契約締結・事業開始	2024年3月下旬（予定）
(9) 事業完了	2024年12月27日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

ア 受付期間

2024年1月22日から2024年2月9日17時00分までとする。持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時00分～正午、午後1時00分～午後5時00分までとする。

イ 提出書類

様式1-1又は様式1-2のとおり

ウ 提出部数

1部

エ 提出場所

建設局道路計画課

(2) 質問の受付

ア 受付期間

2024年1月22日から2024年1月30日17時00分まで

イ 提出方法

様式2

に記載し、建設局道路計画課まで電子メールにより提出すること

ウ 回答

質問者全者に対して、2024年2月2日(予定)までに電子メールにより回答する。
また、質問及び回答は神戸市ホームページにも掲載する。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書として以下の書類を提出すること

- ①提案書表紙【様式3】
- ②技術者の経歴等、業務の実績【様式4】
- ③業務の実施体制【様式任意】
 - ・A4サイズ片面1枚。文字は10ポイント以上。縦横は任意
- ④業務の実施方針及び実施工程【様式任意】
 - ・A4サイズ片面1枚。文字は10ポイント以上。縦横は任意
- ⑤企画提案内容【様式任意】
 - ・サイズはA4又はA3もしくはその混合で、いずれも片面印刷
 - ・A4サイズ換算(A3はA4サイズ2枚分と換算)で6枚以内
 - ・提案内容については、平面図(レイアウト図)やイメージパース等、整備内容をイメージできるものを添付することができる
 - ・縦横は任意
 - ・文字サイズは10ポイント以上
 - ・以下の4点については必ず提案すること
 - (1)再整備のコンセプト
 - (2)広場(道路)空間に導入する機能と利活用について
 - (3)異常高温対策の導入方針
 - (4)実現可能性、整備費用の経済性やランニングコストに配慮した工夫
- ⑥本業務にかかる見積書及びその内訳【様式任意】
- ⑦会社概要【様式任意、パンフレット等でも可】

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の着目点	配点
実施体制 (10点)	事業者の実施体制 ・本業務の実施に必要な体制が構築されているか	3点
	技術者の業務実績 ・管理技術者、土木設計技術者、ランドスケープデザイン技術者の類似業務の実績があるか	7点
実施方針 (5点)	実施方針、実施工程の的確性 ・本業務の目的を適切に理解し、当該地域の特性を踏まえた実施方針及び実施工程が計画されているか	5点
企画提案 (65点)	テーマ①再整備のコンセプト 再整備によってきらら広場をどのようにしていきたいか、将来像やデザインのコンセプトについて具体的な考えが示されているか	10点
	テーマ②広場(道路)空間に導入する機能と利活用について ・広場内において、スムーズかつ安全・安心に移動できるような動線や滞留機能等、導入すべき機能と空間構成の提案がなされているか	20点

	<ul style="list-style-type: none"> ・広場が周辺地区への回遊拠点となるための工夫があり、周辺地区の活性化が期待できるか ・利活用を想定した空間構成の提案があるか ・利活用が進むための仕組み（地元、民間事業者による運営など）の提案がなされているか 	
	テーマ③異常高温対策の導入方針 <ul style="list-style-type: none"> ・きらら広場がクールスポットとなるよう、異常高温対策について効果的かつ、実現性のある提案となっているか。 	20点
	テーマ④実現可能性、整備費用の経済性やランニングコストに配慮した工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・当該区域が道路区域であること等の法的な視点での内容の適格性が考慮されており、整備費用の経済性、整備後のランニングコストにも配慮した提案がされているか 	15点
その他 (5点)	全体を通して、提案に特に優れた点がある場合	5点
価格 (5点)	本業務にかかる見積価格 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な見積額であるか 	5点
地元企業 (10点)	地元企業に対する加点 <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業（市内に本店を有する企業）もしくは準地元企業（本店が市内にないが、支店等が市内にある企業）が構成員に含まれているか。 	10点
合計		100点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、きらら広場再整備設計事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 本企画提案の事業者選定は参加者による対面でのプレゼンテーションを基に行う。ただし、参加者多数の場合は書類審査を実施し、プレゼンテーションの実施は概ね5社程度とする。
- エ 書類審査を実施する場合は速やかに参加者全員に通知したうえで、参加者全員に対して電子メールにて書類審査結果を通知する。
- オ 評価については、市職員等で構成されるきらら広場再整備設計事業者選定委員会が行い、その評価点数が最も高い者を選定する。
- カ 評価の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、その中から「実施方針」及び「企画提案（テーマ①～④）」の点数の合計が最も高い者を選定する。
- キ 最も評価点が高かった事業者の点数（選定委員の平均値）が50点に満たない場合は、最低基準に満たしていないとして、該当者なしとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

- カ 公募の提供した資料や情報を第三者に漏らすこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

(5) 契約の締結

- ・プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議、調整を行い、委託契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 企画提案書は本プロポーザルにおいて委託候補者を選定するために求めるものであり、選定された事業者は、神戸市と契約後、協議を行い、基本計画及び詳細設計を実施していくこととなる。

選定された事業者は、契約の最終成果物が企画提案書どおりとならないことを受け入れるものとする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市建設局道路計画課（担当：岩出、浅間）

電話番号 078-322-5568

e-mail road-planning@office.city.kobe.lg.jp

e-mail 送付の際は、件名に「きらら広場再整備設計業務」を入れること。